

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年12月18日
【中間会計期間】	第85期中（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）
【会社名】	株式会社千葉興業銀行
【英訳名】	The Chiba Kogyo Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 池澤 秀夫
【本店の所在の場所】	千葉市美浜区幸町2丁目1番2号
【電話番号】	千葉（043）243局2111番（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 青柳 俊一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区東神田2丁目3番10号 株式会社千葉興業銀行 東京事務所
【電話番号】	東京（03）3862局6651番（代表）
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 富田 勝弘
【縦覧に供する場所】	株式会社千葉興業銀行 東京支店 （東京都千代田区東神田2丁目3番10号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成16年度	平成17年度
		中間連結会計期間 (自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日)	中間連結会計期間 (自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日)	中間連結会計期間 (自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日)	中間連結会計期間 (自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日)	中間連結会計期間 (自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)
連結経常収益	百万円	28,572	25,357	25,639	53,887	52,657
連結経常利益	百万円	2,569	3,890	4,810	3,936	7,268
連結中間純利益	百万円	2,509	4,934	4,994		
連結当期純利益	百万円				4,566	8,596
連結純資産額	百万円	99,673	111,626	117,519	105,451	113,389
連結総資産額	百万円	2,083,496	2,142,778	2,092,456	2,094,775	2,109,125
1株当たり純資産額	円	288.87	524.66	624.35	374.85	531.47
1株当たり中間純利益	円	49.49	97.31	98.50		
1株当たり当期純利益	円				62.05	141.55
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	円	21.84	42.94	50.05		
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円				35.21	70.29
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.51	9.71	9.90	9.49	9.76
営業活動によるキャッシ ュ・フロー	百万円	88,235	64,170	7,652	88,302	54,411
投資活動によるキャッシ ュ・フロー	百万円	74,713	53,338	1,149	100,580	53,182
財務活動によるキャッシ ュ・フロー	百万円	1,420	1,923	1,424	1,422	5,730
現金及び現金同等物の中間 期末残高	百万円	76,839	60,149	36,680		
現金及び現金同等物の期末 残高	百万円				51,088	46,775
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,456 [955]	1,411 [1,030]	1,458 [1,096]	1,351 [968]	1,368 [1,054]

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、一部の連結子会社を除き税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

4. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。

5. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出しております。なお、当行は国内基準を採用しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第83期中	第84期中	第85期中	第83期	第84期
決算年月		平成16年9月	平成17年9月	平成18年9月	平成17年3月	平成18年3月
経常収益	百万円	25,918	22,404	21,971	48,172	46,318
経常利益	百万円	2,434	4,007	4,433	3,820	7,141
中間純利益	百万円	2,483	4,961	4,810		
当期純利益	百万円				4,424	8,439
資本金	百万円	57,941	57,941	57,941	57,941	57,941
発行済株式総数	千株	普通株式 50,722 優先株式 23,400	普通株式 50,722 優先株式 23,400	普通株式 50,722 優先株式 23,400	普通株式 50,722 優先株式 23,400	普通株式 50,722 優先株式 23,400
純資産額	百万円	98,530	110,381	115,067	104,184	111,953
総資産額	百万円	2,032,168	2,092,548	2,045,267	2,041,203	2,058,657
預金残高	百万円	1,834,456	1,887,946	1,850,002	1,843,051	1,857,083
貸出金残高	百万円	1,344,138	1,336,895	1,375,265	1,342,756	1,354,081
有価証券残高	百万円	387,369	466,128	464,871	416,230	464,439
1株当たり配当額	円	普通株式 第一回第一種 優先株式 第二回第二種 優先株式 第三回第三種 優先株式	普通株式 第一回第一種 優先株式 第二回第二種 優先株式 第三回第三種 優先株式	普通株式 第一回第一種 優先株式 第二回第二種 優先株式 第三回第三種 優先株式	普通株式 第一回第一種 優先株式 100.00 第二回第二種 優先株式 104.00 第三回第三種 優先株式 45.15	普通株式 第一回第一種 優先株式 100.00 第二回第二種 優先株式 104.00 第三回第三種 優先株式 45.15
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.41	9.61	9.79	9.38	9.67
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,240 [774]	1,154 [841]	1,223 [906]	1,133 [792]	1,122 [864]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成18年9月30日現在

	銀行業務	リース業務	その他の業務	合計
従業員数（人）	1,223 [906]	19 [2]	216 [188]	1,458 [1,096]

(注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員1,098人を含んでおりません。

2. 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成18年9月30日現在

従業員数（人）	1,223 [906]
---------	------------------

(注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員906人を含んでおりません。

2. 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

3. 当行の従業員組合は、千葉興業銀行従業員組合と称し、組合員数は1,025人です。労使間においては特記すべき事項はありません。

4. 当行は執行役員制度を導入しており、執行役員8人は従業員数に含まれております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

・業績

企業の集団は、当行、連結子会社5社で構成され、銀行業務を中心にリース業務、信用保証業務及びクレジットカード業務などの金融サービスを提供しております。

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、引き続き好調な企業収益を背景に設備投資が増加するなか、雇用情勢においても改善の傾向が広がり、個人所得・個人消費は緩やかな増加が見られる等、企業部門の好調が家計部門に波及する形で景気の回復が続いております。

営業基盤である千葉県においては、つくばエクスプレスが8月に開業1周年を迎え、沿線や駅周辺の開発が本格化するなどの経済効果も加わり、企業収益は堅調に推移しております。また、雇用環境は緩やかに改善しており、個人消費には持ち直しの動きも見られ、総じて県内経済は回復を続けております。

このような経営環境において、当行は、「貸出金収益の増強」と「確固たる役務収益体制の構築」を掲げ、期初より貸出金増強による資金収益の確保に取組むとともに、投資信託等資産運用商品の増強による役務収益確保に努めてまいりました。その結果、当中間連結会計期間の業績につきましては次のとおりとなりました。

業容面につきましては、預金残高は、平成18年3月末比71億円減少して1兆8,441億円となりました。一方、投資信託の預り資産残高は、お客さまニーズの高いリスク限定型ファンド（条件付元本確保型）の当行専用ファンドの設定により、平成18年3月末比216億円増加して1,593億円となりました。

貸出金残高は、平成18年3月末比213億円増加して1兆3,712億円となりました。当行の中小企業向け貸出金残高は、取扱商品・サービスを拡充し、全店を挙げて積極的な営業活動を展開した結果、平成18年3月末比31億円増加して7,625億円となりました。また、当行の住宅ローン残高は、販売体制強化による獲得顧客層の拡大に努めた結果、平成18年3月末比6億円増加して4,070億円となりました。

有価証券残高は、金利上昇に備えた運用と分散投資を図り、平成18年3月末比2億円増加して4,645億円となりました。

損益面につきましては、有価証券利息配当金の増加を主要因に資金運用収益が増加し、また投信窓販手数料・生命保険販売手数料の増加等により役務取引等収益が増加したことから、経常収益は前中間連結会計期間比2億81百万円増加して256億39百万円となりました。一方、経常費用は、不良債権処理額の減少等により、前中間連結会計期間比6億38百万円減少して208億28百万円となりました。

この結果、経常利益は前中間連結会計期間比9億20百万円増加して48億10百万円となり、中間純利益は前中間連結会計期間比59百万円増加して49億94百万円となりました。

事業の種類別セグメントの状況につきましては、銀行業務の経常収益は前中間連結会計期間比1億95百万円減少して219億63百万円、経常利益は前中間連結会計期間比6億63百万円増加して44億25百万円、リース業務の経常収益は前中間連結会計期間比4億93百万円増加して35億64百万円、経常利益は前中間連結会計期間比23百万円増加して1億62百万円、その他の業務の経常収益は前中間連結会計期間比7百万円減少して22億40百万円、経常利益は前中間連結会計期間比2億21百万円増加して4億99百万円となりました。

なお、連結自己資本比率（国内基準）は前中間連結会計期間末比0.19ポイント上昇して9.90%となりました。

・キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

税金等調整前中間純利益が58億円、貸出金の増加が244億円、預金及び譲渡性預金の減少が151億円、コールローン等の減少214億円等があったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは76億円の減少（前中間連結会計期間比718億円減少）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

有価証券の売却・償還による収入1,083億円、有価証券の取得による支出1,067億円、有形固定資産取得による支出25億円等により、投資活動によるキャッシュ・フローは11億円の減少（前中間連結会計期間比521億円増加）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

主に配当金支払14億円によるもので、財務活動によるキャッシュ・フローは14億円の減少(前中間連結会計期間比4億円増加)となりました。

この結果、当中間連結会計期間の現金及び現金同等物の中間期末残高は、前中間連結会計期間比234億円減少の366億円となりました。

当行及び連結子会社には「海外」の拠点がないため、以下の(1)部門別収支から(6)部門別有価証券の状況については、国内業務部門・国際業務部門に区分して記載しております。

(1) 国内業務部門・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、国内業務部門で156億円、国際業務部門で6億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で162億円となりました。

役員取引等収支は、国内業務部門で33億円、国際業務部門で0.1億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で33億円となりました。

その他業務収支は、国債等債券売買損益・外国為替売買益を中心として、国内業務部門で1億円、国際業務部門で0.5億円となり、合計で2億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	15,874	516	1	16,389
	当中間連結会計期間	15,680	605	1	16,285
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	16,583	706	118	17,172
	当中間連結会計期間	16,705	695	104	17,297
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	709	190	117	782
	当中間連結会計期間	1,025	90	103	1,011
役員取引等収支	前中間連結会計期間	3,273	21	2	3,292
	当中間連結会計期間	3,387	18	7	3,360
うち役員取引等収益	前中間連結会計期間	4,814	58	506	4,366
	当中間連結会計期間	4,970	55	512	4,512
うち役員取引等費用	前中間連結会計期間	1,541	36	504	1,073
	当中間連結会計期間	1,583	74	505	1,151
その他業務収支	前中間連結会計期間	196	64	-	260
	当中間連結会計期間	197	52	-	250
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	248	188	-	436
	当中間連結会計期間	222	52	-	274
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	52	123	-	176
	当中間連結会計期間	24	-	-	24

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。また資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額には、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息を含めております。

(2) 国内業務部門・国際業務部門別資金運用 / 調達状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定の平均残高は、貸出金及び有価証券を中心として、国内業務部門で1兆8,919億円、国際業務部門で367億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で1兆8,794億円となりました。資金運用勘定の利息は、国内業務部門で167億円、国際業務部門で6億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で172億円となりました。この結果、資金運用勘定の利回りは、国内業務部門で1.76%、国際業務部門で3.77%、内部取引による相殺消去後の合計で1.83%となりました。

資金調達勘定の平均残高は、預金取引を中心として、国内業務部門で1兆8,547億円、国際業務部門で372億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で1兆8,434億円となりました。資金調達勘定の利息は、国内業務部門で10億円、国際業務部門で0.9億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で10億円となりました。この結果、資金調達勘定の利回りは、国内業務部門で0.11%、国際業務部門で0.48%、内部取引による相殺消去後の合計で0.10%となりました。

国内業務部門、国際業務部門別には、次に記載しているとおりであります。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,852,334	16,583	1.78
	当中間連結会計期間	1,891,960	16,705	1.76
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,309,888	13,915	2.11
	当中間連結会計期間	1,332,497	13,630	2.04
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	1,391	1	0.14
	当中間連結会計期間	1,218	0	0.10
うち有価証券	前中間連結会計期間	418,956	2,313	1.10
	当中間連結会計期間	438,980	2,732	1.24
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	53,644	0	0.00
	当中間連結会計期間	51,844	37	0.14
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち預け金	前中間連結会計期間	17,535	140	1.59
	当中間連結会計期間	18,021	132	1.46
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,828,669	709	0.07
	当中間連結会計期間	1,854,784	1,025	0.11
うち預金	前中間連結会計期間	1,782,469	348	0.03
	当中間連結会計期間	1,815,885	600	0.06
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	11,524	1	0.01
	当中間連結会計期間	8,431	1	0.02

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	1,202	0	0.00
	当中間連結会計期間	1,825	2	0.26
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うちコマースナル・ペーパー	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち借入金	前中間連結会計期間	33,473	337	2.01
	当中間連結会計期間	28,641	399	2.78

（注）１．平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

２．「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

３．資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	38,816	706	3.63
	当中間連結会計期間	36,797	695	3.77
うち貸出金	前中間連結会計期間	594	13	4.48
	当中間連結会計期間	500	16	6.42
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち有価証券	前中間連結会計期間	36,126	659	3.63
	当中間連結会計期間	33,544	627	3.72
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	346	6	3.84
	当中間連結会計期間	278	7	5.23
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち預け金	前中間連結会計期間	117	2	3.61
	当中間連結会計期間	273	7	5.66
資金調達勘定	前中間連結会計期間	39,285	190	0.96
	当中間連結会計期間	37,259	90	0.48
うち預金	前中間連結会計期間	5,100	37	1.47
	当中間連結会計期間	3,702	55	2.96
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	16	0	3.27
	当中間連結会計期間	65	1	5.39
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち借入金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-

(注) 1. 平均残高は、月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しております。

2. 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めておりません。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り(%)
		小計	相殺消去額()	合計	小計	相殺消去額()	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,891,151	52,466	1,838,685	17,290	118	17,172	1.86
	当中間連結会計期間	1,928,758	49,309	1,879,448	17,401	104	17,297	1.83
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,310,482	12,260	1,298,222	13,929	104	13,824	2.12
	当中間連結会計期間	1,332,997	9,294	1,323,702	13,646	86	13,560	2.04
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	1,391	-	1,391	1	-	1	0.14
	当中間連結会計期間	1,218	-	1,218	0	-	0	0.10
うち有価証券	前中間連結会計期間	455,083	754	454,328	2,972	1	2,971	1.30
	当中間連結会計期間	472,525	754	471,771	3,359	1	3,358	1.41
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	53,991	-	53,991	7	-	7	0.02
	当中間連結会計期間	52,122	-	52,122	44	-	44	0.17
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
うち預け金	前中間連結会計期間	17,652	5,350	12,302	142	0	142	2.30
	当中間連結会計期間	18,295	5,810	12,484	140	0	139	2.22
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,867,955	51,743	1,816,211	900	117	782	0.08
	当中間連結会計期間	1,892,044	48,571	1,843,472	1,115	103	1,011	0.10
うち預金	前中間連結会計期間	1,787,569	5,381	1,782,188	386	0	386	0.04
	当中間連結会計期間	1,819,588	5,827	1,813,761	655	0	654	0.07
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	11,524	-	11,524	1	-	1	0.01
	当中間連結会計期間	8,431	-	8,431	1	-	1	0.02
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	1,219	-	1,219	0	-	0	0.04
	当中間連結会計期間	1,890	-	1,890	4	-	4	0.44
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
うち商業紙・ペーパー	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
うち借入金	前中間連結会計期間	33,473	12,260	21,212	337	86	251	2.36
	当中間連結会計期間	28,641	9,294	19,347	399	68	331	3.41

(注) 1. 相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。また資金運用勘定及び資金調達勘定の相殺消去額には、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息を含めております。

2. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

(3) 国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は、為替業務及び保証業務を中心として、国内業務部門で49億円、国際業務部門で0.5億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で45億円となりました。

一方、役務取引等費用は、国内業務部門で15億円、国際業務部門で0.7億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で11億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 ()	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,814	58	506	4,366
	当中間連結会計期間	4,970	55	512	4,512
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	578	-	0	578
	当中間連結会計期間	574	-	1	573
うち為替業務	前中間連結会計期間	1,017	53	1	1,069
	当中間連結会計期間	988	51	1	1,037
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	96	-	-	96
	当中間連結会計期間	122	-	-	122
うち代理業務	前中間連結会計期間	163	0	-	164
	当中間連結会計期間	232	0	-	233
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	117	-	0	117
	当中間連結会計期間	121	-	0	121
うち保証業務	前中間連結会計期間	726	4	472	257
	当中間連結会計期間	731	3	479	255
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,541	36	504	1,073
	当中間連結会計期間	1,583	74	505	1,151
うち為替業務	前中間連結会計期間	199	11	1	210
	当中間連結会計期間	193	11	1	203

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。

(4) 国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	1,883,367	4,578	5,220	1,882,725
	当中間連結会計期間	1,846,312	3,689	5,879	1,844,122
うち流動性預金	前中間連結会計期間	957,313	-	5,160	952,152
	当中間連結会計期間	961,882	-	5,819	956,063
うち定期性預金	前中間連結会計期間	894,354	-	60	894,294
	当中間連結会計期間	877,790	-	60	877,730
うちその他	前中間連結会計期間	31,699	4,578	-	36,278
	当中間連結会計期間	6,640	3,689	-	10,329
譲渡性預金	前中間連結会計期間	10,000	-	-	10,000
	当中間連結会計期間	5,000	-	-	5,000
総合計	前中間連結会計期間	1,893,367	4,578	5,220	1,892,725
	当中間連結会計期間	1,851,312	3,689	5,879	1,849,122

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 預金の区分は次のとおりであります。

流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3. 相殺消去については、当行と連結子会社の内部取引を相殺消去しております。

(5) 国内業務部門・国際業務部門別貸出金残高の状況
業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成17年9月30日		平成18年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	1,330,110	100.00	1,371,234	100.00
製造業	107,466	8.08	108,269	7.89
農業	13,241	0.99	13,836	1.01
林業	10	0.00	12	0.00
漁業	704	0.05	558	0.04
鉱業	422	0.03	393	0.03
建設業	93,773	7.05	92,229	6.73
電気・ガス・熱供給・水道業	8,193	0.62	12,440	0.91
情報通信業	4,680	0.35	5,084	0.37
運輸業	30,777	2.31	31,306	2.28
卸売・小売業	182,891	13.75	191,671	13.98
金融・保険業	80,047	6.02	73,093	5.33
不動産業	196,703	14.79	213,333	15.56
各種サービス業	198,022	14.89	198,975	14.51
地方公共団体	22,181	1.67	25,394	1.85
その他	390,993	29.40	404,632	29.51
特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	1,330,110		1,371,234	

- (注) 1. 「国内」とは当行及び連結子会社であります。
2. 当行と連結子会社との間の内部取引は相殺消去しております。

外国政府等向け債権残高（国別）
該当ありません。

[次へ](#)

(6) 国内業務部門・国際業務部門別有価証券の状況
有価証券残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	184,483	-	-	184,483
	当中間連結会計期間	176,316	-	-	176,316
地方債	前中間連結会計期間	19,323	-	-	19,323
	当中間連結会計期間	22,275	-	-	22,275
短期社債	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-
社債	前中間連結会計期間	143,491	-	-	143,491
	当中間連結会計期間	134,878	-	-	134,878
株式	前中間連結会計期間	38,817	-	754	38,063
	当中間連結会計期間	39,732	-	754	38,977
その他の証券	前中間連結会計期間	49,854	30,647	-	80,501
	当中間連結会計期間	59,226	32,891	-	92,118
合計	前中間連結会計期間	435,970	30,647	754	465,863
	当中間連結会計期間	432,429	32,891	754	464,567

- (注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。
2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。
3. 相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要 (単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	19,038	19,016	22
経費 (除く臨時処理分)	11,758	11,952	194
人件費	4,914	5,020	106
物件費	6,085	6,184	99
税金	758	748	10
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)		7,063	
のれん償却額		-	
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	7,279	7,063	216
一般貸倒引当金繰入額	463	382	81
業務純益	7,743	7,445	298
うち債券関係損益	127	8	119
臨時損益	3,735	3,012	723
株式関係損益	77	76	153
不良債権処理損失	4,100	2,803	1,297
貸出金償却	3,272	2,343	929
個別貸倒引当金繰入額	828	460	368
その他の債権売却損等	0	0	0
その他臨時損益	287	132	419
経常利益	4,007	4,433	426
特別損益	1,911	1,026	885
うち固定資産処分損益	26	122	96
税引前中間純利益	5,918	5,460	458
法人税、住民税及び事業税	25	33	8
法人税等調整額	932	616	316
中間純利益	4,961	4,810	151

(注) 1 . 業務粗利益 = 資金運用収支 + 役務取引等収支 + その他業務収支

2 . 業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 . 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

4 . 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

5 . 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 （％）（A）	当中間会計期間 （％）（B）	増減（％） （B） - （A）
(1) 資金運用利回	1.78	1.75	0.03
（イ）貸出金利回	2.10	2.03	0.07
（ロ）有価証券利回	1.10	1.24	0.14
(2) 資金調達原価	1.32	1.35	0.03
（イ）預金等利回	0.03	0.06	0.03
（ロ）外部負債利回	2.06	2.75	0.69
(3) 総資金利鞘	0.46	0.40	0.06

（注）1. 「国内業務部門」とは円建諸取引であります。

2. 「外部負債」= コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3. ROE（単体）

	前中間会計期間 （％）（A）	当中間会計期間 （％）（B）	増減（％） （B） - （A）
業務純益ベース （一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）		12.86	
業務純益ベース （一般貸倒引当金繰入前）	14.05	12.86	1.19
業務純益ベース	14.95	13.55	1.40
中間純利益ベース	9.58	8.76	0.82

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B） - （A）
預金（未残）	1,887,946	1,850,002	37,944
預金（平残）	1,787,569	1,819,588	32,019
貸出金（未残）	1,336,895	1,375,265	38,370
貸出金（平残）	1,304,675	1,327,832	23,157

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B） - （A）
個人	1,414,962	1,433,054	18,092
法人	472,983	416,947	56,036
合計	1,887,946	1,850,002	37,944

（注）譲渡性預金を除いております。

[次へ](#)

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	419,536	425,457	5,921
住宅ローン残高	400,430	407,026	6,596
その他ローン残高	19,106	18,430	676

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	1,148,852	1,157,144	8,292
総貸出金残高	百万円	1,336,895	1,375,265	38,370
中小企業等貸出金比率	/ %	85.93	84.13	1.80
中小企業等貸出先件数	件	71,213	72,252	1,039
総貸出先件数	件	71,419	72,460	1,041
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.71	99.71	0.00

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	-	-	-	-
信用状	59	704	62	662
保証	757	48,804	778	48,256
計	816	49,509	840	48,918

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	57,941	57,941
	うち非累積的永久優先株	32,517	32,517
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	32,792	32,792
	利益剰余金	14,199	21,436
	自己株式()	14	26
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額()	-	-
	その他有価証券の評価差損()	-	-
	為替換算調整勘定	-	-
	新株予約権	-	-
	連結子会社の少数株主持分	507	662
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-
	営業権相当額()	-	-
	のれん相当額()	-	-
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()	-	-
	連結調整勘定相当額()	-	-
	計 (A)	105,428	112,807
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	-	-	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	-	-
	一般貸倒引当金	5,928	6,857
	負債性資本調達手段等	8,320	5,460
	うち永久劣後債務(注2)	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	8,320	5,460
	計	14,248	12,317
	うち自己資本への算入額 (B)	14,248	12,317
控除項目	控除項目(注4) (C)	-	-
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	119,676	125,125

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,168,840	1,207,478
	オフ・バランス取引項目	62,693	55,790
	計 (E)	1,231,534	1,263,268
連結自己資本比率(国内基準) = $D / E \times 100$ (%)		9.71	9.90

(注) 1. 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。

4. 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

[次へ](#)

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目	資本金	57,941	57,941
	うち非累積的永久優先株	32,517	32,517
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	32,792	32,792
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	1,304	1,588
	その他利益剰余金		18,250
	任意積立金	-	-
	中間未処分利益	11,664	
	その他	-	-
	自己株式（ ）	13	26
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）		-
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	新株予約権	-	-
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）		-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
	計（ A ）	103,689	110,546
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	-	-	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	-	-
	一般貸倒引当金	5,740	6,669
	負債性資本調達手段等	8,320	5,460
	うち永久劣後債務（注2）	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	8,320	5,460
	計	14,060	12,129
	うち自己資本への算入額（ B ）	14,060	12,129
控除項目	控除項目（注4）（ C ）	-	-
自己資本額	（ A ） + （ B ） - （ C ）（ D ）	117,749	122,676
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	1,162,516	1,196,374
	オフ・バランス取引項目	62,680	55,784
	計（ E ）	1,225,196	1,252,158
単体自己資本比率（国内基準） = D / E × 100（ % ）		9.61	9.79

- (注) 1. 告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。
4. 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成17年9月30日	平成18年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	182	135
危険債権	307	279
要管理債権	245	232
正常債権	13,161	13,629

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当行の経営の基本方針は、主要施策の確実な実行を通じて、企業理念である「地域とともに・お客さまのために・親切の心で」を徹底して実践することで、地域金融機関として地域のお客さまのお役に立ち、信頼され支持される銀行となることであります。

当行は、平成18年度を「人と組織が真の実力をつける年＝離陸期」と位置付け、経営資源の「選択と集中」により当行の「強み」をさらに強化する一方、改善を要する部分については補完・強化することで、経営体質・財務体質を更に強化し、「少数精鋭・高収益で地域に信頼されるコアバンク」の確立を図り、市場や地域社会からの信頼、期待に応えてまいります。平成18年度下半期につきましては、次の「飛躍期」へとつなぐ「実力」強化と「体制」構築を進めるため、「恵まれた経済地盤を活かした貸出金の増強」、「提案力・斡旋力の飛躍的向上と取引先とのリレーション強化」、「お客さま本意のCS・当行独自のCSR構築」に取り組んでまいります。

4【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5【研究開発活動】

該当ありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	138,750,000
第一種優先株式	1,250,000
第二種優先株式	5,000,000
第三種優先株式	35,000,000
計	180,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成18年12月18日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	50,722,045	同 左	東京証券取引所 (市場第一部)	(注)1
第一回第一種優先株式	1,250,000	同 左	-	(注)2
第二回第二種優先株式	5,000,000	同 左	-	(注)3
第三回第三種優先株式	17,150,000	同 左	-	(注)4
計	74,122,045	同 左		

(注)1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。

(注)2. 提出日現在第一回第一種優先株式の普通株式への転換はありません。

第一回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株式の株主(以下「優先株主」という。)に対し、普通株式に先立ち優先株式1株につき100円の優先配当金を支払う。ただし、当該3月31日に終了する営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。また、平成11年9月30日を基準日とする優先中間配当金については支払わず、平成12年3月31日を基準日とする優先配当金については、1株につき53円82銭を支払う。

(2) 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(4) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち優先株式1株につき50円の優先中間配当を支払う。

2. 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき4,000円を支払う。優先株主に対しては、前記の4,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

3. 優先株式の消却

当行はいつでも優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

4. 議決権

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

5. 株式の併合または分割、新株引受権等

当銀行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、優先株式については株式の併合または分割を行わない。また優先株主には新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

6. 普通株式への転換

(1) 転換を請求し得べき期間

平成12年9月18日から平成22年9月16日までとする。ただし、当行株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための一定の日（以下「基準日」という。）を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

(2) 転換の条件

優先株式は下記の転換の条件で、当行の額面普通株式（以下「普通株式」という。）に転換することができる。

当初転換価額

当初転換価額は、平成12年9月18日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所の当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当初転換価額の下限は1,000円とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成13年9月18日から平成21年9月18日までの毎年9月18日（以下、それぞれ「転換価額修正日」という。）における時価が当該転換価額修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は、当該転換価額修正日以降時価に修正されるものとする。

ただし、当該時価が1,000円を下回るときは、1,000円を修正転換価額とする。

この場合に使用する時価は、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換価額の調整

転換価額（下限転換価額を含む。）は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式の発行、株式分割その他一定の場合には、次の計算により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{1 \text{株当り時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

ただし、上記の算式により計算される転換価額が普通株式の額面金額の2倍の額を下回る場合には、普通株式の額面金額の2倍の額をもって調整後転換価額とする。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

7. 一斉転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった優先株式は、同期間の末日の翌日（以下一斉転換日という。）をもって、優先株式1株の払込金相当額をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する時価は、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

ただし、当該時価が普通株式の額面金額または1,000円のいずれか高い金額を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を当該いずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。

上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

8. 期中転換または一斉転換があった場合の取扱

優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の株主配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

9. 転換により発生する単位未満株式の買取

優先株式の転換により単位未満株式が発生する場合、当行は、商法に定める単位未満株式の買取請求がなされたものとしてこれを買取る。

(注) 3. 第二回第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) 優先配当金の額

毎年3月31日現在の本優先株式の株主（以下「本優先株主」という。）に対し、普通株式に先立ち本優先株式1株につき104円の優先配当金を支払う。ただし、平成12年8月15日から平成13年3月31日までの229日間に対する優先配当金については、本優先株式1株につき65円25銭を支払う。

(2) 非累積条項

ある営業年度において、本優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(4) 優先中間配当金の額

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の本優先株主に対し、普通株主に先立ち本優先株式1株につき52円の優先中間配当金を支払う。ただし、平成12年度においては中間配当は行わず、優先配当金のみの支払とする。

2. 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき4,000円を支払う。本優先株主に対しては、前記の4,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

3. 優先株式の消却

(1) 当行はいつでも本優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(2) 当行は、平成19年3月31日以降いつでも、本優先株式1株につき4,000円で本優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。

4. 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

5. 株式の併合または分割、新株引受権等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、本優先株式については株式の併合または分割を行わない。また本優先株主には新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

6. 普通株式への転換

本優先株主は、普通株式への転換請求権を有しない。また、普通株式への一斉転換も行われない。

(注) 4. 提出日現在第三回第三種優先株式の普通株式への転換はありません。

第三回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) 優先配当金の額

毎年3月31日現在の本優先株式の株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株主に先立ち本優先株式1株につき45円15銭の優先配当金を支払う。ただし、平成12年9月30日から平成13年3月31日までの183日間に対する優先配当金については、本優先株式1株につき22円64銭を支払う。

(2) 非累積条項

ある営業年度において、本優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(4) 優先中間配当金の額

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の本優先株主に対し、普通株主に先立ち本優先株式1株につき22円57銭の優先中間配当金を支払う。ただし、平成12年度においては、中間配当は行わず、優先配当金のみの支払とする。

2. 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき3,500円を支払う。本優先株主に対しては、前記の3,500円のほか、残余財産の分配は行わない。

3. 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、当行の発行する各種の優先株式と同順位とする。

4. 本優先株式の消却

当行はいつでも本優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

5. 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

6. 株式の併合または分割、新株引受権等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、本優先株式については株式の併合または分割を行わない。また本優先株主には新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

7. 普通株式への転換

(1) 転換を請求し得べき期間

平成14年9月30日から平成26年3月30日までとする。

ただし、当行株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための一定の日(以下「基準日」という。)を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終了の日までの期間を除く。

(2) 転換の条件

本優先株式は下記の転換の条件で、当行の額面普通株式(以下「普通株式」という。)に転換することができる。

イ. 当初転換価額

当初転換価額は、平成14年9月30日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数は除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当初転換価額の下限は1,014円(以下「下限転換価額」という。)とする。

なお、上記45取引日の間に下記八.に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は八.に準じて調整される。

ロ．転換価額の修正

転換価額は、平成15年9月30日から平成25年9月30日までの毎年9月30日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）における当該転換価額修正日現在における時価に修正される。ただし、当該時価が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。

この場合に使用する時価は、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

なお、上記45取引日の間に下記八．に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は八．に準じて調整される。

ハ．転換価額の調整

(イ) 本優先株式発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、転換価額（下限転換価額を含む。）を次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整する。ただし、転換価額調整式により計算される転換価額が普通株式の額面金額の2倍の額を下回る場合には、普通株式の額面金額の2倍の額をもって調整後転換価額とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{1 \text{株当り時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

a．転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、払込日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその翌日以降これを適用する。

b．株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日がある場合はその翌日以降、また株式の分割のための株主割当日がない場合は商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

c．転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合

調整後の転換価額は、その証券の発行日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその割当日の翌日以降これを適用する。

d．普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券であって、転換価額または新株引受権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものとされている証券を発行した場合において、決定された転換価額または行使価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する証券の全額が転換またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(ロ) 上記八．(イ)に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額（下限転換価額を含む。）の調整を必要とする場合には、当行取締役会が適当と判断する転換価額に変更される。

(ハ) 転換価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日(ただし、上記八.(イ)b.ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数は除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記八.(イ)または(ロ)に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、調整後転換価額は、上記八.(イ)または(ロ)に準じて調整される。

(ニ) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその株主割当日の、また株主割当日がない場合は次に定める日における当行の発行済普通株式数とする。

a. 株式の分割を行う場合は、商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日

b. その他の場合には、調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日

(ホ) 転換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、上記八.(イ)a.の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記八.(イ)b.の株式分割により普通株式を発行する場合は0円、上記八.(イ)c.の時価を下回る価額をもって普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合には、当該転換価額または新株引受権の行使価額、上記八.(イ)d.の決定された転換価額または行使価額が転換価額調整式の時価を下回る場合には、当該転換価額または新株引受権の行使価額をそれぞれいうものとする。

(ヘ) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

二. 転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

ホ. 転換により発行する株式の内容

株式会社千葉興業銀行額面普通株式(現在1株の額面金額500円)

ヘ. 転換請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社

ト. 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求に要する書類及び本優先株式の株券が上記ヘ.に記載する転換請求受付場所に到達したときに発生する。ただし、本優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

チ. 普通株式への一斉転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった本優先株式は、平成26年3月31日(以下「一斉転換日」という。)をもって、本優先株式1株の払込金相当額をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する時価は、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

ただし、当該時価が普通株式の額面金額または下限転換価額のいずれか高い金額を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を当該いずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。

上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

リ．期中転換または一斉転換があった場合の取扱

本優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

又．転換により発生する単位未満株式の買取

本優先株式の転換により単位未満株式が発生する場合、当行は、商法に定める単位未満株式の買取請求がなされたものとしてこれを買取る。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成18年4月1日～ 平成18年9月30日	-	74,122	-	57,941,893	-	32,792,980

(4) 【大株主の状況】

普通株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほコーポレート 銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	4,791,956	9.44
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	4,791,954	9.44
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1-26-1	2,308,300	4.55
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	2,158,200	4.25
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,561,500	3.07
坂本飼料株式会社	千葉県銚子市松岸町3-216-1	959,000	1.89
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1-2-1	926,800	1.82
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	915,900	1.80
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント イー アイエス ジー(常任代理人 株式会社 三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2-7-1 カス トディ業務部)	901,000	1.77
東京海上日動火災保険株式会 社	東京都千代田区丸の内1-2-1	692,151	1.36
計		20,006,761	39.44

第一回第一種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほコーポレート 銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	625,000	50.00
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	625,000	50.00
計		1,250,000	100.00

第二回第二種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほコーポレート 銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	2,500,000	50.00
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	2,500,000	50.00
計		5,000,000	100.00

第三回第三種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2-46-1	17,150,000	100.00
計		17,150,000	100.00

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回第一種優先株式 1,250,000 第二回第二種優先株式 5,000,000 第三回第三種優先株式 17,150,000		前記「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	-		-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 24,000		権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 50,521,300	505,213	同上
単元未満株式	普通株式 176,745		同上
発行済株式総数	74,122,045		
総株主の議決権		505,213	

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が37,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が370個含まれております。

【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社千葉興業銀行	千葉市美浜区幸町2-1-2	24,000	-	24,000	0.04
計		24,000	-	24,000	0.04

(注) 株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。なお、当該株式は前記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に含まれております。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	2,500	2,395	2,185	2,200	2,105	2,040
最低(円)	2,175	1,953	1,846	1,834	1,923	1,880

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）及び当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は、中間連結株主資本等変動計算書及び中間株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前中間連結会計期間及び前中間会計期間との対比は行っておりません。

4. 前中間連結会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）及び当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		72,854	3.40	49,512	2.37	59,477	2.82
コールローン及び買入手形		100,000	4.67	45,000	2.15	66,000	3.13
買入金銭債権		16,452	0.77	15,628	0.75	16,080	0.76
商品有価証券		1,302	0.06	1,219	0.06	1,317	0.06
有価証券	7	465,863	21.74	464,567	22.20	464,339	22.02
貸出金	1,2, 3,4, 5,6, 8	1,330,110	62.07	1,371,234	65.53	1,349,854	64.00
外国為替	6	2,289	0.11	1,901	0.09	2,552	0.12
その他資産	7,9	22,425	1.05	19,520	0.93	23,803	1.13
動産不動産	7,10	32,904	1.53			33,184	1.58
有形固定資産	10			30,001	1.43		
無形固定資産				2,720	0.13		
繰延税金資産		24,542	1.14	24,925	1.19	25,348	1.20
支払承諾見返		93,601	4.37	85,178	4.07	87,099	4.13
貸倒引当金		19,567	0.91	18,953	0.90	19,933	0.95
資産の部合計		2,142,778	100.00	2,092,456	100.00	2,109,125	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	7	1,882,725	87.86	1,844,122	88.13	1,851,308	87.78
譲渡性預金		10,000	0.47	5,000	0.24	13,000	0.62
借入金	11	20,863	0.97	20,446	0.98	18,246	0.86
外国為替		41	0.00	22	0.00	62	0.00
その他負債		18,964	0.89	15,884	0.76	20,840	0.99
退職給付引当金		4,208	0.20	4,251	0.20	4,242	0.20
繰延税金負債		38	0.00	29	0.00	97	0.00
支払承諾		93,601	4.37	85,178	4.07	87,099	4.13
負債の部合計		2,030,443	94.76	1,974,936	94.38	1,994,897	94.58
(少数株主持分)							
少数株主持分		709	0.03			838	0.04
(資本の部)							
資本金		57,941	2.71			57,941	2.75
資本剰余金		32,792	1.53			32,792	1.55
利益剰余金		14,199	0.66			17,861	0.85
その他有価証券評価差額金		6,706	0.31			4,814	0.23
自己株式		14	0.00			21	0.00
資本の部合計		111,626	5.21			113,389	5.38
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		2,142,778	100.00			2,109,125	100.00
(純資産の部)							
資本金				57,941	2.77		
資本剰余金				32,792	1.57		
利益剰余金				21,436	1.02		
自己株式				26	0.00		
株主資本合計				112,145	5.36		

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		25,357	100.00	25,639	100.00	52,657	100.00
資金運用収益		17,172		17,297		34,682	
(うち貸出金利息)		(13,824)		(13,560)		(27,451)	
(うち有価証券利息配当 金)		(2,972)		(3,358)		(6,507)	
役務取引等収益		4,366		4,512		8,881	
その他業務収益		436		274		917	
その他経常収益		3,382		3,554		8,175	
経常費用		21,466	84.66	20,828	81.24	45,388	86.20
資金調達費用		782		1,011		1,509	
(うち預金利息)		(386)		(654)		(773)	
役務取引等費用		1,073		1,151		2,224	
その他業務費用		176		24		1,124	
営業経費		12,493		12,285		25,181	
その他経常費用	1	6,941		6,354		15,348	
経常利益		3,890	15.34	4,810	18.76	7,268	13.80
特別利益	2	2,306	9.09	1,179	4.60	3,198	6.07
特別損失	3	148	0.58	144	0.56	187	0.35
税金等調整前中間(当期)純 利益		6,048	23.85	5,845	22.80	10,280	19.52
法人税、住民税及び事業税		94	0.37	111	0.44	155	0.30
法人税等調整額		929	3.66	623	2.43	1,399	2.66
少数株主利益		90	0.36	116	0.45	128	0.24
中間(当期)純利益		4,934	19.46	4,994	19.48	8,596	16.32

【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】

(中間連結剰余金計算書)

		前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高		32,792	32,792
資本剰余金中間期末(期 末)残高		32,792	32,792
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高		10,684	10,684
利益剰余金増加高		4,934	8,596
中間(当期)純利益		4,934	8,596
利益剰余金減少高		1,419	1,419
配当金		1,419	1,419
利益剰余金中間期末(期 末)残高		14,199	17,861

(中間連結株主資本等変動計算書)

当中間連結会計期間(自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年 3月31日残高 (百万円)	57,941	32,792	17,861	21	108,575
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			1,419		1,419
中間純利益			4,994		4,994
自己株式の取得				4	4
株主資本以外の項目の中間 連結会計期間中の変動額 (純額)					
中間連結会計期間中の変動額 合計 (百万円)	-	-	3,574	4	3,569
平成18年 9月30日残高 (百万円)	57,941	32,792	21,436	26	112,145

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	4,814	-	4,814	838	114,228
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)					1,419
中間純利益					4,994
自己株式の取得					4
株主資本以外の項目の中間 連結会計期間中の変動額 (純額)	281	0	281	3	278
中間連結会計期間中の変動額 合計(百万円)	281	0	281	3	3,291
平成18年9月30日残高 (百万円)	4,533	0	4,533	841	117,519

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッ シュ・フロー				
税金等調整前中間(当 期)純利益		6,048	5,845	10,280
減価償却費		2,257	2,844	4,673
減損損失		121	21	121
貸倒引当金の増加額		2,827	980	2,461
債権取立不能見込額の 直接減額		6,322	3,056	10,537
退職給付引当金の増加 額		131	9	97
資金運用収益		17,172	17,297	34,682
資金調達費用		782	1,011	1,509
有価証券関係損益 ()		49	84	571
為替差損益()		151	131	189
動産不動産処分損益 ()		25		64
固定資産処分損益 ()			122	
商品有価証券の純増 ()減		161	97	147
貸出金の純増()減		202	24,435	23,756
預金の純増減()		45,216	7,185	13,798
譲渡性預金の純増減 ()		2,230	8,000	770
借入金(劣後特約付借 入金を除く)の純増減 ()		294	2,200	1,477
預け金(日銀預け金を 除く)の純増()減		246	130	249
コールローン等の純増 ()減		9,486	21,452	43,858
外国為替(資産)の純 増()減		84	651	179
外国為替(負債)の純 増減()		31	39	10

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用による収入		17,141	17,081	34,963
資金調達による支出		785	787	1,565
その他		577	3,030	4,377
小計		64,534	7,537	54,560
法人税等の支払額		363	115	149
営業活動によるキャッ シュ・フロー		64,170	7,652	54,411
投資活動によるキャッ シュ・フロー				
有価証券の取得による 支出		124,342	106,752	266,957
有価証券の売却による 収入		16,780	28,892	73,855
有価証券の償還による 収入		56,727	79,412	145,153
動産不動産の取得によ る支出		2,631		5,513
有形固定資産の取得に よる支出			2,548	
無形固定資産の取得に よる支出			208	
動産不動産の売却によ る収入		127		279
有形固定資産の売却に よる収入			33	
無形固定資産の売却に よる収入			21	
投資活動によるキャッ シュ・フロー		53,338	1,149	53,182
財務活動によるキャッ シュ・フロー				
劣後特約付借入金の返 済による支出		500	-	4,300
配当金支払額		1,419	1,419	1,419
自己株式の取得による 支出		3	4	11
財務活動によるキャッ シュ・フロー		1,923	1,424	5,730

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
現金及び現金同等物に 係る換算差額		151	131	189
現金及び現金同等物の 増加額		9,060	10,095	4,313
現金及び現金同等物の 期首残高		51,088	46,775	51,088
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		60,149	36,680	46,775

[次へ](#)

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	連結子会社 5社 ちば興銀ビジネスサービス株式会社 千葉総合リース株式会社 千葉保証サービス株式会社 ちば興銀コンピュータソフトウェア株式会社 ちば興銀ユーシーカード株式会社	連結子会社 5社 同 左	連結子会社 5社 連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 . 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。
2. 持分法の適用に関する事項	該当ありません。	同 左	同 左
3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は親会社と同一であります。	同 左	連結子会社の決算日は親会社と同一であります。
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (会計方針の変更) その他有価証券に区分される物価連動国債については、「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日)が公表されたことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、前連結会計年度末の連結貸借対照表価額を取得	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
		<p>原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額（税効果額控除後）を純資産の部に計上しております。これにより、従来の方法に比べその他有価証券評価差額金は3百万円減少し、繰延税金負債は2百万円減少しており、税金等調整前中間純利益は6百万円増加しております。</p>	
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左</p>
	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法（ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：17年～50年 動産：3年～20年 連結子会社の動産不動産のうちリース資産については、リース資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：17年～50年 動産：3年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法（ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：17年～50年 動産：3年～20年 連結子会社の動産不動産のうちリース資産については、リース資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は111,768百万円であります。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は106,651百万円であります。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は106,233百万円であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年及び13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異（4,863百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年及び13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異（4,863百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年及び13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異（4,863百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。</p>
	(7) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(7) 外貨建資産・負債の換算基準 同 左	(7) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	(8) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(8) リース取引の処理方法 同 左	(8) リース取引の処理方法 同 左

	前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>(9) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損失のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から4年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は55百万円であります。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(9) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から4年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の残高はありません。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>	<p>(9) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損失のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から4年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は2百万円であります。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(10) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費 税及び地方消費税の会計処理 は、一部の連結子会社を除き 税抜方式によっております。	(10) 消費税等の会計処理 同 左	(10) 消費税等の会計処理 同 左
5. (中間) 連結キャッシ ュ・フロー計算書における 資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計 算書における資金の範囲は、中間 連結貸借対照表上の「現金預け 金」のうち現金及び日本銀行への 預け金であります。	同 左	連結キャッシュ・フロー計算書 における資金の範囲は、連結貸借 対照表上の「現金預け金」のうち 現金及び日本銀行への預け金であ ります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資 産の減損に係る会計基準の設定に関する意見 書」(企業会計審議会平成14年8月9日)) 及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用 指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15 年10月31日)を当中間連結会計期間から適用 しております。これにより税金等調整前中間 純利益は121百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規 則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減 価償却累計額を直接控除により表示している ため、減損損失累計額につきましては、各資 産の金額から直接控除しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会 計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する 会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12 月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表 示に関する会計基準等の適用指針」(企業会 計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を 当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資 本の部」に相当する金額は116,678百万円で あります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連 結貸借対照表の純資産の部については、中間 連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正 に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び 銀行法施行規則により作成しております。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資 産の減損に係る会計基準の設定に関する意見 書」(企業会計審議会平成14年8月9日)) 及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用 指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15 年10月31日)を当連結会計年度から適用して おります。これにより税金等調整前当期純利 益は121百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規 則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減 価償却累計額を直接控除により表示している ため、減損損失累計額につきましては、各資 産の金額から直接控除しております。</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>
	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無 尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平 成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する 連結会計年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連 結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ利益として「其他負債」に含めて計上して いたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のう え、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示して おります。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部 に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は 「其他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「其他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形 固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損益()」は、中間連結貸借対照表の「動産 不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたこ とに伴い、「固定資産処分損益()」等として表示してありま す。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得 による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有 形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>

[次へ](#)

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,684百万円、延滞債権額は49,216百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は832百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は23,786百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は76,520百万円であります。</p> <p>なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,580百万円、延滞債権額は40,228百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は544百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,706百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は67,059百万円であります。</p> <p>なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,912百万円、延滞債権額は42,538百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は571百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は24,996百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は70,019百万円であります。</p> <p>なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)																		
<p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、16,310百万円であります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>32,343百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>392百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券65,254百万円及びその他資産20百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は3,204百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は410,985百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが364,552百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約</p>	有価証券	32,343百万円	担保資産に対応する債務		預金	392百万円	<p>5. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、5,001百万円であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、22,144百万円であります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>31,753百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>249百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券60,775百万円及びその他資産51百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は9百万円及び保証金は2,650百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は399,393百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが348,247百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約</p>	有価証券	31,753百万円	担保資産に対応する債務		預金	249百万円	<p>5. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、5,001百万円であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、18,871百万円であります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>31,442百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>359百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券62,405百万円及びその他資産51百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は3,092百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は394,635百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが354,649百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約</p>	有価証券	31,442百万円	担保資産に対応する債務		預金	359百万円
有価証券	32,343百万円																			
担保資産に対応する債務																				
預金	392百万円																			
有価証券	31,753百万円																			
担保資産に対応する債務																				
預金	249百万円																			
有価証券	31,442百万円																			
担保資産に対応する債務																				
預金	359百万円																			

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内及び社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は55百万円、繰延ヘッジ利益の総額は0百万円であります。</p> <p>10. 動産不動産の減価償却累計額 35,122百万円</p> <p>11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金18,100百万円が含まれております。</p>	<p>時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内及び社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. 有形固定資産の減価償却累計額 36,841百万円</p> <p>11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金14,300百万円が含まれております。</p>	<p>時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内及び社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は2百万円、繰延ヘッジ利益の総額は0百万円であります。</p> <p>10. 動産不動産の減価償却累計額 37,092百万円</p> <p>11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金14,300百万円が含まれております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																																																																										
<p>1. その他経常費用には、貸出金償却 3,272百万円及び貸倒引当金繰入額991百 万円を含んでおります。</p> <p>2. 特別利益には、償却債権取立益2,128 百万円を含んでおります。</p> <p>3. 営業利益減少によるキャッシュ・フロ ーの低下及び継続的な地価の下落等によ り、以下の資産グループの帳簿価額を回 収可能価額まで減額し、当該減少額121 百万円を「減損損失」として特別損失に 計上しております。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稼働</td> <td>千葉</td> <td>営業店</td> <td>建物</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>資産</td> <td>県内</td> <td>舗 3 か</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>遊休</td> <td>千葉</td> <td>遊休資</td> <td>土地</td> <td>89</td> </tr> <tr> <td>資産</td> <td>県内</td> <td>産 4 か</td> <td>及び</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>所</td> <td>建物</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>合計 121</p> <p>資産のグルーピングの方法は、管理会 計上の最小区分である営業店単位でグル ーピングを行っております。</p> <p>また、連結される子会社及び子法人等 は、各社を1単位としてグルーピングを 行っております。</p> <p>なお、当該資産グループの回収可能価 額は、正味売却価額より測定しており、 「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平 成14年7月3日改正) に基づき評価した 額より処分費用見込額を控除して算定し ております。</p>		区分	地域	主な用途	種類	減損損失	稼働	千葉	営業店	建物	32	資産	県内	舗 3 か					所			遊休	千葉	遊休資	土地	89	資産	県内	産 4 か	及び				所	建物		<p>1. その他経常費用には、貸出金償却 2,345百万円及び貸倒引当金繰入額526百 万円を含んでおります。</p> <p>2. 特別利益は、償却債権取立益1,179百 万円であります。</p> <p>3. 営業利益減少によるキャッシュ・フロ ーの低下及び継続的な地価の下落等によ り、以下の資産グループの帳簿価額を回 収可能価額まで減額し、当該減少額121 百万円を「減損損失」として特別損失に 計上しております。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稼働</td> <td>千葉</td> <td>営業店</td> <td>建物</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>資産</td> <td>県内</td> <td>舗 3 か</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>遊休</td> <td>千葉</td> <td>遊休資</td> <td>土地</td> <td>89</td> </tr> <tr> <td>資産</td> <td>県内</td> <td>産 4 か</td> <td>及び</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>所</td> <td>建物</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>合計 121</p> <p>資産のグルーピングの方法は、管理会 計上の最小区分である営業店単位でグル ーピングを行っております。</p> <p>また、連結子会社は、各社を1単位と してグルーピングを行っております。</p> <p>なお、当該資産グループの回収可能価 額は、正味売却価額より測定しており、 「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平 成14年7月3日改正) に基づき評価した 額より処分費用見込額を控除して算定し ております。</p>		区分	地域	主な用途	種類	減損損失	稼働	千葉	営業店	建物	32	資産	県内	舗 3 か					所			遊休	千葉	遊休資	土地	89	資産	県内	産 4 か	及び				所	建物		<p>1. その他の経常費用には、貸出金償却 6,191百万円を含んでおります。</p> <p>3. 営業利益減少によるキャッシュ・フロ ーの低下及び継続的な地価の下落等によ り、以下の資産グループの帳簿価額を回 収可能価額まで減額し、当該減少額121 百万円を「減損損失」として特別損失に 計上しております。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稼働</td> <td>千葉</td> <td>営業店</td> <td>建物</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>資産</td> <td>県内</td> <td>舗 3 か</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>遊休</td> <td>千葉</td> <td>遊休資</td> <td>土地</td> <td>89</td> </tr> <tr> <td>資産</td> <td>県内</td> <td>産 4 か</td> <td>及び</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>所</td> <td>建物</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>合計 121</p> <p>資産のグルーピングの方法は、管理会 計上の最小区分である営業店単位でグル ーピングを行っております。</p> <p>また、連結子会社は、各社を1単位と してグルーピングを行っております。</p> <p>なお、当該資産グループの回収可能価 額は、正味売却価額より測定しており、 「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平 成14年7月3日改正) に基づき評価した 額より処分費用見込額を控除して算定し ております。</p>		区分	地域	主な用途	種類	減損損失	稼働	千葉	営業店	建物	32	資産	県内	舗 3 か					所			遊休	千葉	遊休資	土地	89	資産	県内	産 4 か	及び				所	建物	
区分	地域	主な用途	種類	減損損失																																																																																																										
稼働	千葉	営業店	建物	32																																																																																																										
資産	県内	舗 3 か																																																																																																												
		所																																																																																																												
遊休	千葉	遊休資	土地	89																																																																																																										
資産	県内	産 4 か	及び																																																																																																											
		所	建物																																																																																																											
区分	地域	主な用途	種類	減損損失																																																																																																										
稼働	千葉	営業店	建物	32																																																																																																										
資産	県内	舗 3 か																																																																																																												
		所																																																																																																												
遊休	千葉	遊休資	土地	89																																																																																																										
資産	県内	産 4 か	及び																																																																																																											
		所	建物																																																																																																											
区分	地域	主な用途	種類	減損損失																																																																																																										
稼働	千葉	営業店	建物	32																																																																																																										
資産	県内	舗 3 か																																																																																																												
		所																																																																																																												
遊休	千葉	遊休資	土地	89																																																																																																										
資産	県内	産 4 か	及び																																																																																																											
		所	建物																																																																																																											

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数 (千株)	当中間連結会計期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	50,722	-	-	50,722	
第一回第一種優先株式	1,250	-	-	1,250	
第二回第二種優先株式	5,000	-	-	5,000	
第三回第三種優先株式	17,150	-	-	17,150	
合計	74,122	-	-	74,122	
自己株式					
普通株式	21	2	-	24	(注)
合計	21	2	-	24	

(注) 単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	第一回第一種優先株式	125	100	平成18年3月31日	平成18年6月29日
	第二回第二種優先株式	520	104	平成18年3月31日	平成18年6月29日
	第三回第三種優先株式	774	45.15	平成18年3月31日	平成18年6月29日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円)	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円)	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円)
平成17年9月30日現在	平成18年9月30日現在	平成18年3月31日現在
現金預け金勘定 72,854	現金預け金勘定 49,512	現金預け金勘定 59,477
定期預け金 10,000	定期預け金 10,200	定期預け金 10,000
その他預け金 2,704	その他預け金 2,631	その他預け金 2,701
現金及び現金同等物 60,149	現金及び現金同等物 36,680	現金及び現金同等物 46,775

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額
取得価額相当額	取得価額相当額	取得価額相当額
動産 2,108百万円	動産 2,210百万円	動産 2,285百万円
その他 - 百万円	その他 - 百万円	その他 - 百万円
合計 2,108百万円	合計 2,210百万円	合計 2,285百万円
減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額
動産 1,082百万円	動産 1,121百万円	動産 1,169百万円
その他 - 百万円	その他 - 百万円	その他 - 百万円
合計 1,082百万円	合計 1,121百万円	合計 1,169百万円
減損損失累計額相当額	減損損失累計額相当額	減損損失累計額相当額
動産 - 百万円	動産 - 百万円	動産 - 百万円
その他 - 百万円	その他 - 百万円	その他 - 百万円
合計 - 百万円	合計 - 百万円	合計 - 百万円
中間連結会計期間末残高相当額	中間連結会計期間末残高相当額	年度末残高相当額
動産 1,026百万円	動産 1,089百万円	動産 1,115百万円
その他 - 百万円	その他 - 百万円	その他 - 百万円
合計 1,026百万円	合計 1,089百万円	合計 1,115百万円
・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額	・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額	・未経過リース料年度末残高相当額
1年内 412百万円	1年内 413百万円	1年内 425百万円
1年超 848百万円	1年超 884百万円	1年超 923百万円
合計 1,260百万円	合計 1,298百万円	合計 1,349百万円
・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高	・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高	・リース資産減損勘定年度末残高
- 百万円	- 百万円	- 百万円
・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失	・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失	・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失
支払リース料 212百万円	支払リース料 259百万円	支払リース料 446百万円
リース資産減損勘定の取崩額 - 百万円	リース資産減損勘定の取崩額 - 百万円	リース資産減損勘定の取崩額 - 百万円
減価償却費相当額 180百万円	減価償却費相当額 207百万円	減価償却費相当額 384百万円
支払利息相当額 16百万円	支払利息相当額 18百万円	支払利息相当額 33百万円
減損損失 - 百万円	減損損失 - 百万円	減損損失 - 百万円
・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
(貸主側)	(貸主側)	(貸主側)
・リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び中間連結会計期間末残高	・リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び中間連結会計期間末残高	・リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び年度末残高
取得価額	取得価額	取得価額
動産 18,209百万円	動産 20,777百万円	動産 20,347百万円
その他 - 百万円	その他 - 百万円	その他 - 百万円
合計 18,209百万円	合計 20,777百万円	合計 20,347百万円
減価償却累計額	減価償却累計額	減価償却累計額
動産 7,869百万円	動産 9,404百万円	動産 9,351百万円
その他 - 百万円	その他 - 百万円	その他 - 百万円
合計 7,869百万円	合計 9,404百万円	合計 9,351百万円
減損損失累計額	減損損失累計額	減損損失累計額
動産 - 百万円	動産 - 百万円	動産 - 百万円
その他 - 百万円	その他 - 百万円	その他 - 百万円
合計 - 百万円	合計 - 百万円	合計 - 百万円
中間連結会計期間末残高	中間連結会計期間末残高	年度末残高
動産 10,340百万円	動産 11,372百万円	動産 10,996百万円
その他 - 百万円	その他 - 百万円	その他 - 百万円
合計 10,340百万円	合計 11,372百万円	合計 10,996百万円
・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額	・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額	・未経過リース料年度末残高相当額
1年内 3,330百万円	1年内 3,680百万円	1年内 3,464百万円
1年超 8,204百万円	1年超 9,289百万円	1年超 9,033百万円
合計 11,534百万円	合計 12,969百万円	合計 12,497百万円
(注) 転貸リース取引に係る貸主側の未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は990百万円(うち1年内323百万円)であります。なお、借主側残高相当額はおおむね同一であり、上記の借主側の「未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額」に含まれております。	(注) 転貸リース取引に係る貸主側の未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は1,100百万円(うち1年内341百万円)であります。なお、借主側残高相当額はおおむね同一であり、上記の借主側の「未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額」に含まれております。	(注) 転貸リース取引に係る貸主側の未経過リース料年度末残高相当額は1,126百万円(うち1年内347百万円)であります。なお、借主側の残高相当額はおおむね同一であり、上記の借主側の「未経過リース料年度末残高相当額」に含まれております。
・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額	・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額	・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額
受取リース料 1,968百万円	受取リース料 2,263百万円	受取リース料 4,099百万円
減価償却費 1,583百万円	減価償却費 1,820百万円	減価償却費 3,295百万円
受取利息相当額 285百万円	受取利息相当額 354百万円	受取利息相当額 669百万円
・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法
利息相当額の各期への配分方法については、利息法によっております。	利息相当額の各期への配分方法については、利息法によっております。	利息相当額の各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

[次へ](#)

(有価証券関係)

(中間)連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	6,947	7,218	271	271	-
地方債	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-
その他	3,000	2,974	25	-	25
合計	9,947	10,193	245	271	25

(注) 1. 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	25,774	36,483	10,708	11,059	350
債券	329,218	328,126	1,092	962	2,054
国債	178,145	177,536	609	596	1,206
地方債	19,672	19,323	348	24	372
短期社債	-	-	-	-	-
社債	131,400	131,266	134	341	475
その他	75,529	77,497	1,968	2,542	574
合計	430,522	442,107	11,584	14,564	2,979

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成17年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	1,579
事業債(私募債)	12,224
信託受益権	16,438
その他	4

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成18年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
国債	6,953	7,132	178
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	4,000	3,894	105
合計	10,953	11,027	73

（注）時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成18年9月30日現在）

	取得原価（百万円）	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）
株式	26,117	37,370	11,253
債券	317,479	312,277	5,202
国債	172,948	169,363	3,585
地方債	22,747	22,275	472
短期社債	-	-	-
社債	121,783	120,638	1,144
その他	86,261	88,114	1,853
合計	429,857	437,762	7,904

（注）中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成18年9月30日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
事業債（私募債）	2,100
その他有価証券	
非上場株式	1,607
事業債（私募債）	12,140
信託受益権	15,623
その他	4

[次へ](#)

前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券（平成18年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	1,317	0

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成18年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国債	6,950	7,014	64	64	-
地方債	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-
その他	3,000	2,950	49	11	60
合計	9,950	9,965	15	75	60

（注）1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成18年3月31日現在）

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	24,889	40,092	15,203	15,512	309
債券	324,138	315,844	8,293	30	8,324
国債	173,377	167,945	5,432	-	5,432
地方債	20,066	19,361	705	2	707
短期社債	-	-	-	-	-
社債	130,693	128,537	2,156	28	2,184
その他	81,200	82,858	1,657	3,183	1,525
合計	430,228	438,795	8,567	18,726	10,159

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	57,274	1,759	1,077

6. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成18年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	1,739
事業債（私募債）	13,850
信託受益権	16,066
その他	4

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成18年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	30,517	182,724	45,056	78,347
国債	-	84,217	18,788	71,890
地方債	-	9,439	9,921	-
短期社債	-	-	-	-
社債	30,517	89,067	16,346	6,456
その他	1,726	29,823	25,844	30,764
合計	32,243	212,547	70,900	109,111

（金銭の信託関係）

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成17年9月30日現在）
該当ありません。
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成17年9月30日現在）
該当ありません。

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成18年9月30日現在）
該当ありません。
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成18年9月30日現在）
該当ありません。

前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託（平成18年3月31日現在）
該当ありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託（平成18年3月31日現在）
該当ありません。
3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成18年3月31日現在）
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成17年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	11,584
その他有価証券	11,584
その他の金銭の信託	-
(+)繰延税金資産(又は(-)繰延税金負債)	4,677
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	6,907
(-)少数株主持分相当額	201
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	6,706

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	7,904
その他有価証券	7,904
その他の金銭の信託	-
(+)繰延税金資産(又は(-)繰延税金負債)	3,191
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	4,712
(-)少数株主持分相当額	179
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	4,533

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成18年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	8,567
その他有価証券	8,567
その他の金銭の信託	-
(+)繰延税金資産(又は(-)繰延税金負債)	3,460
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	5,106
(-)少数株主持分相当額	292
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	4,814

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	64,754	307	307
	金利オプション	-	-	-
	その他	1,040	-	-
	合計		307	307

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	101,024	102	102
	為替予約	18,362	423	423
	通貨オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計		321	321

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引（平成18年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	85,770	487	487
	金利オプション	-	-	-
	その他	2,142	-	-
	合計		487	487

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引（平成18年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	183,387	111	111
	為替予約	14,758	354	354
	通貨オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計		242	242

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引（平成18年9月30日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成18年9月30日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成18年9月30日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成18年9月30日現在）

該当ありません。

前連結会計年度末

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行のデリバティブ取引は、主として金利スワップ取引、通貨スワップ取引、為替予約取引等であります。

(2) 取引に対する取組方針・利用目的

当行は、お客さまの財務上のニーズにお応えするため、並びに金利・為替変動に対する当行のリスクを軽減するためにデリバティブ取引を利用しております。

上記のうち、為替変動に対する当行のリスクを軽減するための利用につきましては、外貨建金銭債権債務等をヘッジ対象、通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段、ヘッジ対象の為替変動リスクの減殺をヘッジ方針としております。なお、当該ヘッジ取引は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づきヘッジ会計を適用しており、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジションが存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は、市場の変動により損失を被る市場リスク、及び信用供与先の財務状況の悪化等により損失を被る信用リスク等を内包しております。

平成18年3月31日現在の信用リスク相当額は、金利スワップ867百万円、先物外国為替取引152百万円及びその他6,489百万円であります。

(4) 取引に係るリスク管理体制

当行は、デリバティブ取引に関するリスク管理規程を定めており、その規程に従い市場リスク及び信用リスクの定量的把握並びにモニターを行っております。

(5) 定量的情報に関する補足説明

「取引の時価等に関する事項」における契約額等は、デリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上想定している元本であり、それ自体がリスクの大きさを示すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成18年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	32,420	30,739	158	158
	受取変動・支払固定	32,545	30,739	266	266
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	496	496	13	13
買建	496	496	13	13	
	合計			424	424

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成18年3月31日現在）

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	125,572	116,198	124	124
	為替予約				
	売建	14,561	-	53	53
	買建	288	-	0	0
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	
	合計			71	71

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成18年3月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成18年3月31日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成18年3月31日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成18年3月31日現在）

該当ありません。

[次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
該当ありません。
2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当ありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	22,030	2,612	714	25,357	-	25,357
(2) セグメント間の内部経常収益	128	458	1,533	2,120	(2,120)	-
計	22,159	3,070	2,247	27,477	(2,120)	25,357
経常費用	18,397	2,931	1,969	23,298	(1,832)	21,466
経常利益	3,762	138	277	4,178	(287)	3,890

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	21,848	3,077	713	25,639	-	25,639
(2) セグメント間の内部経常収益	115	486	1,526	2,128	(2,128)	-
計	21,963	3,564	2,240	27,767	(2,128)	25,639
経常費用	17,537	3,401	1,740	22,679	(1,851)	20,828
経常利益	4,425	162	499	5,087	(277)	4,810

前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	45,809	5,404	1,443	52,657	-	52,657
(2) セグメント間の内部経常収益	260	935	3,263	4,459	(4,459)	-
計	46,070	6,339	4,706	57,116	(4,459)	52,657
経常費用	39,176	6,171	4,540	49,889	(4,501)	45,388
経常利益	6,893	167	165	7,226	42	7,268

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- | | |
|------------|---|
| (1) 銀行業務 | 銀行業務 |
| (2) リース業務 | リース業務 |
| (3) その他の業務 | 信用保証業務、クレジットカード業務、一般貸金業務、事務代行業務、コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務 |

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）、当中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）及び前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

在外支店および在外子会社がないため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間（自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）、当中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）及び前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額	円	524.66	624.35	531.47
1株当たり中間(当期)純利益	円	97.31	98.50	141.55
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益	円	42.94	50.05	70.29

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円		117,519	
純資産の部の合計額から控除 する金額	百万円		85,866	
うち新株予約権	百万円		-	
うち少数株主持分	百万円		841	
うち優先株式払込金額	百万円		85,025	
普通株式に係る中間期末(期末) の純資産額	百万円		31,653	
1株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末(期末) の普通株式の数	千株		50,697	

2. 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	4,934	4,994	8,596
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-	1,419
うち利益処分による役員賞 与金	百万円			-
うち利益処分による優先配 当額	百万円			1,419
うち中間優先配当額	百万円	-	-	-
普通株式に係る中間(当期) 純利益	百万円	4,934	4,994	7,177
普通株式の(中間)期中平均 株式数	千株	50,703	50,699	50,703

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円	-	-	899
うち利益処分による優先配当額	百万円	-	-	899
普通株式増加数	千株	64,196	49,071	64,196
うち優先株式	千株	64,196	49,071	64,196
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		-	-	-

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2)【その他】

該当事項なし。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		72,851	3.48	49,496	2.42	59,473	2.89
コールローン		100,000	4.78	45,000	2.20	66,000	3.21
買入金銭債権		16,452	0.79	15,628	0.76	16,080	0.78
商品有価証券		1,302	0.06	1,219	0.06	1,317	0.06
有価証券	1,8	466,128	22.28	464,871	22.73	464,439	22.56
貸出金	2,3, 4,5, 6,7, 9	1,336,895	63.89	1,375,265	67.24	1,354,081	65.78
外国為替	7	2,289	0.11	1,901	0.09	2,552	0.12
その他資産	8,10	15,801	0.75	12,743	0.62	16,667	0.81
動産不動産	8,11	21,581	1.03			21,483	1.04
有形固定資産	11			18,141	0.89		
無形固定資産				1,754	0.09		
繰延税金資産		24,524	1.17	24,894	1.22	25,326	1.23
支払承諾見返		49,509	2.37	48,918	2.39	46,750	2.27
貸倒引当金		14,787	0.71	14,567	0.71	15,514	0.75
資産の部合計		2,092,548	100.00	2,045,267	100.00	2,058,657	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	8	1,887,946	90.22	1,850,002	90.45	1,857,083	90.21
譲渡性預金		10,000	0.48	5,000	0.25	13,000	0.63
借入金	12	18,100	0.87	14,300	0.70	14,300	0.70
外国為替		41	0.00	22	0.00	62	0.00
その他負債		12,415	0.59	7,780	0.38	11,329	0.55
退職給付引当金		4,154	0.20	4,177	0.20	4,178	0.20
支払承諾		49,509	2.37	48,918	2.39	46,750	2.27
負債の部合計		1,982,167	94.73	1,930,200	94.37	1,946,703	94.56
(資本の部)							
資本金		57,941	2.77			57,941	2.82
資本剰余金		32,792	1.56			32,792	1.59
資本準備金		32,792				32,792	
利益剰余金		12,968	0.62			16,446	0.80
利益準備金		1,304				1,304	
中間(当期)未処分利益		11,664				15,142	
その他有価証券評価差額金		6,691	0.32			4,793	0.23
自己株式		13	0.00			21	0.00
資本の部合計		110,381	5.27			111,953	5.44
負債及び資本の部合計		2,092,548	100.00			2,058,657	100.00
(純資産の部)							
資本金				57,941	2.83		
資本剰余金				32,792	1.61		
資本準備金				32,792			
利益剰余金				19,838	0.97		
利益準備金				1,588			
その他利益剰余金				18,250			
繰越利益剰余金				18,250			

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		22,404	100.00	21,971	100.00	46,318	100.00
資金運用収益		17,143		17,225		34,624	
(うち貸出金利息)		(13,822)		(13,542)		(27,447)	
(うち有価証券利息配当 金)		(2,970)		(3,357)		(6,503)	
役務取引等収益		3,929		4,080		8,000	
その他業務収益		436		274		917	
その他経常収益		895		391		2,776	
経常費用		18,397	82.12	17,537	79.82	39,176	84.58
資金調達費用		733		897		1,396	
(うち預金利息)		(386)		(655)		(774)	
役務取引等費用		1,561		1,641		3,207	
その他業務費用		176		24		1,124	
営業経費	1	12,010		12,221		24,269	
その他経常費用	2	3,915		2,752		9,180	
経常利益		4,007	17.88	4,433	20.18	7,141	15.42
特別利益	3	2,059	9.19	1,171	5.33	2,948	6.36
特別損失	4	148	0.66	144	0.66	187	0.40
税引前中間(当期)純利益		5,918	26.41	5,460	24.85	9,903	21.38
法人税、住民税及び事業税		25	0.11	33	0.15	48	0.10
法人税等調整額		932	4.16	616	2.81	1,415	3.06
中間(当期)純利益		4,961	22.14	4,810	21.89	8,439	18.22
前期繰越利益		6,703				6,703	
中間(当期)未処分利益		11,664				15,142	

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備 金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計			
平成18年3月31日残高 （百万円）	57,941	32,792	32,792	1,304	15,142	16,446	21	107,160	
中間会計期間中の変動額									
剰余金の配当（注）				284	1,703	1,419		1,419	
中間純利益					4,810	4,810		4,810	
自己株式の取得							4	4	
株主資本以外の項目の中 間会計期間中の変動額 （純額）									
中間会計期間中の変動額合 計（百万円）	-	-	-	284	3,107	3,391	4	3,386	
平成18年9月30日残高 （百万円）	57,941	32,792	32,792	1,588	18,250	19,838	26	110,546	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損 益	評価・換算差 額等合計	
平成18年3月31日残高 （百万円）	4,793	-	4,793	111,953
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当（注）				1,419
中間純利益				4,810
自己株式の取得				4
株主資本以外の項目の中 間会計期間中の変動額 （純額）	273	0	273	273
中間会計期間中の変動額合 計（百万円）	273	0	273	3,113
平成18年9月30日残高 （百万円）	4,520	0	4,520	115,067

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

[次へ](#)

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。	同 左	同 左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>（会計方針の変更）</p> <p>その他有価証券に区分される物価連動国債については、「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日）が公表されたことに伴い、当中間会計期間から同適用指針を適用し、前事業年度末の貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額（税効果額控除後）を純資産の部に計上しております。これにより、従来の方法に比べその他有価証券評価差額金は3百万円減少し、繰延税金負債は2百万円減少しており、税引前中間純利益は6百万円増加しております。</p>	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左

	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：17年～50年 動産：3年～20年</p> <p>(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：17年～50年 動産：3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p>	<p>(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：17年～50年 動産：3年～20年</p> <p>(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p>
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は111,768百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は106,651百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は106,233百万円であります。</p>
	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年及び13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異（4,863百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年及び13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異（4,863百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年及び13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異（4,863百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。</p>
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左
8. ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損失のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から4年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は55百万円でありませす。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してあります多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から4年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の残高はありません。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損失のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してあります多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から4年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は2百万円であります。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
9.消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当中間会計期間から適用しております。これにより税引前中間純利益は121百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は115,067百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当事業年度から適用しております。これにより税引前当期純利益は121百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>
	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無 尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平 成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する 事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期 間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益」は、 「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しており ます。</p> <p>(2) 純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上して いたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のう え評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示してお ります。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は 「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形 固定資産」に含めて表示しております。</p>

[次へ](#)

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>1. 子会社の株式総額 727百万円</p> <p>なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,942百万円、延滞債権額は45,709百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は832百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は23,752百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は72,236百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1. 関係会社の株式総額 733百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,074百万円、延滞債権額は37,129百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は544百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,676百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は63,425百万円あります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1. 子会社の株式総額 727百万円</p> <p>なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,385百万円、延滞債権額は39,335百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は571百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は24,960百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は66,252百万円あります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)																		
<p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、16,310百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="140 869 491 969"> <tr> <td>有価証券</td> <td>32,343百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>392百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券65,254百万円及びその他資産20百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は3,177百万円であります。</p>	有価証券	32,343百万円	担保資産に対応する債務		預金	392百万円	<p>6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、5,001百万円であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、22,144百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="564 869 916 969"> <tr> <td>有価証券</td> <td>31,753百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>249百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券60,775百万円及びその他資産51百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は9百万円及び保証金は2,624百万円であります。</p>	有価証券	31,753百万円	担保資産に対応する債務		預金	249百万円	<p>6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、5,001百万円であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、18,871百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="991 869 1342 969"> <tr> <td>有価証券</td> <td>31,442百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>359百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券62,405百万円及びその他の資産51百万円を差し入れております。</p>	有価証券	31,442百万円	担保資産に対応する債務		預金	359百万円
有価証券	32,343百万円																			
担保資産に対応する債務																				
預金	392百万円																			
有価証券	31,753百万円																			
担保資産に対応する債務																				
預金	249百万円																			
有価証券	31,442百万円																			
担保資産に対応する債務																				
預金	359百万円																			

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は409,921百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが364,552百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は55百万円、繰延ヘッジ利益の総額は0百万円であります。</p> <p>11. 動産不動産の減価償却累計額 19,760百万円</p> <p>12. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は398,302百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが348,247百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11. 有形固定資産の減価償却累計額 19,431百万円</p> <p>12. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は393,557百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが354,649百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ損失」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は2百万円、繰延ヘッジ利益の総額は0百万円であります。</p> <p>11. 動産不動産の減価償却累計額 19,847百万円</p> <p>12. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。		1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。		1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。	
建物・動産	461百万円	建物・動産	447百万円	建物・動産	962百万円
その他	139百万円	その他	208百万円	その他	304百万円
2. その他経常費用には、貸出金償却3,272百万円及び貸倒引当金繰入額364百万円を含んでおります。		2. その他経常費用には、貸出金償却2,343百万円及び貸倒引当金繰入額78百万円を含んでおります。		2. その他経常費用には、貸出金償却6,017百万円及び貸倒引当金繰入額2,657百万円を含んでおります。	
3. 特別利益には、償却債権取立益1,882百万円を含んでおります。		3. 特別利益は、償却債権取立益1,171百万円であります。			
4. 営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額121百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。				4. 営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額121百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。	
(単位:百万円)		(単位:百万円)		(単位:百万円)	
区分	地域	主な用途	種類	減損損失	
稼働	千葉	営業店	建物	32	
資産	県内	舗3か所			
遊休	千葉	遊休資	土地	89	
資産	県内	産4か所	及び建物		
合計				121	
資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っております。		資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っております。		資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っております。	
なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額より測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。		なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額より測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。		なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額より測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。	

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期 間増加株式数 (千株)	当中間会計期 間減少株式数 (千株)	当中間会計期 間末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	21	2	-	24	(注)
合計	21	2	-	24	

(注) 単元未満株式の買取りによる増加であります。

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																																																																																																																						
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>4,456百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>4,456百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>2,402百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>2,402百万円</td></tr> <tr><td>減損損失累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>中間会計期間末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>2,054百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>2,054百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>776百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1,420百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,196百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 <table border="0"> <tr><td>高</td><td>- 百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>430百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>367百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>60百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>- 百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	取得価額相当額		動産	4,456百万円	その他	- 百万円	合計	4,456百万円	減価償却累計額相当額		動産	2,402百万円	その他	- 百万円	合計	2,402百万円	減損損失累計額相当額		動産	- 百万円	その他	- 百万円	合計	- 百万円	中間会計期間末残高相当額		動産	2,054百万円	その他	- 百万円	合計	2,054百万円	1年内	776百万円	1年超	1,420百万円	合計	2,196百万円	高	- 百万円	支払リース料	430百万円	リース資産減損勘定の取崩額	- 百万円	減価償却費相当額	367百万円	支払利息相当額	60百万円	減損損失	- 百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>4,421百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>4,421百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>2,884百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>2,884百万円</td></tr> <tr><td>減損損失累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>中間会計期間末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>1,536百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>1,536百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>750百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>905百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,656百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 <table border="0"> <tr><td>高</td><td>- 百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>455百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>389百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>50百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>- 百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	取得価額相当額		動産	4,421百万円	その他	- 百万円	合計	4,421百万円	減価償却累計額相当額		動産	2,884百万円	その他	- 百万円	合計	2,884百万円	減損損失累計額相当額		動産	- 百万円	その他	- 百万円	合計	- 百万円	中間会計期間末残高相当額		動産	1,536百万円	その他	- 百万円	合計	1,536百万円	1年内	750百万円	1年超	905百万円	合計	1,656百万円	高	- 百万円	支払リース料	455百万円	リース資産減損勘定の取崩額	- 百万円	減価償却費相当額	389百万円	支払利息相当額	50百万円	減損損失	- 百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>4,551百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>4,551百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>2,770百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>2,770百万円</td></tr> <tr><td>減損損失累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>期末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>1,780百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>1,780百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料期末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>787百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1,128百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,916百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> リース資産減損勘定の期末残高 <table border="0"> <tr><td>高</td><td>- 百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>878百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>752百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>118百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>- 百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	取得価額相当額		動産	4,551百万円	その他	- 百万円	合計	4,551百万円	減価償却累計額相当額		動産	2,770百万円	その他	- 百万円	合計	2,770百万円	減損損失累計額相当額		動産	- 百万円	その他	- 百万円	合計	- 百万円	期末残高相当額		動産	1,780百万円	その他	- 百万円	合計	1,780百万円	1年内	787百万円	1年超	1,128百万円	合計	1,916百万円	高	- 百万円	支払リース料	878百万円	リース資産減損勘定の取崩額	- 百万円	減価償却費相当額	752百万円	支払利息相当額	118百万円	減損損失	- 百万円
取得価額相当額																																																																																																																																																								
動産	4,456百万円																																																																																																																																																							
その他	- 百万円																																																																																																																																																							
合計	4,456百万円																																																																																																																																																							
減価償却累計額相当額																																																																																																																																																								
動産	2,402百万円																																																																																																																																																							
その他	- 百万円																																																																																																																																																							
合計	2,402百万円																																																																																																																																																							
減損損失累計額相当額																																																																																																																																																								
動産	- 百万円																																																																																																																																																							
その他	- 百万円																																																																																																																																																							
合計	- 百万円																																																																																																																																																							
中間会計期間末残高相当額																																																																																																																																																								
動産	2,054百万円																																																																																																																																																							
その他	- 百万円																																																																																																																																																							
合計	2,054百万円																																																																																																																																																							
1年内	776百万円																																																																																																																																																							
1年超	1,420百万円																																																																																																																																																							
合計	2,196百万円																																																																																																																																																							
高	- 百万円																																																																																																																																																							
支払リース料	430百万円																																																																																																																																																							
リース資産減損勘定の取崩額	- 百万円																																																																																																																																																							
減価償却費相当額	367百万円																																																																																																																																																							
支払利息相当額	60百万円																																																																																																																																																							
減損損失	- 百万円																																																																																																																																																							
取得価額相当額																																																																																																																																																								
動産	4,421百万円																																																																																																																																																							
その他	- 百万円																																																																																																																																																							
合計	4,421百万円																																																																																																																																																							
減価償却累計額相当額																																																																																																																																																								
動産	2,884百万円																																																																																																																																																							
その他	- 百万円																																																																																																																																																							
合計	2,884百万円																																																																																																																																																							
減損損失累計額相当額																																																																																																																																																								
動産	- 百万円																																																																																																																																																							
その他	- 百万円																																																																																																																																																							
合計	- 百万円																																																																																																																																																							
中間会計期間末残高相当額																																																																																																																																																								
動産	1,536百万円																																																																																																																																																							
その他	- 百万円																																																																																																																																																							
合計	1,536百万円																																																																																																																																																							
1年内	750百万円																																																																																																																																																							
1年超	905百万円																																																																																																																																																							
合計	1,656百万円																																																																																																																																																							
高	- 百万円																																																																																																																																																							
支払リース料	455百万円																																																																																																																																																							
リース資産減損勘定の取崩額	- 百万円																																																																																																																																																							
減価償却費相当額	389百万円																																																																																																																																																							
支払利息相当額	50百万円																																																																																																																																																							
減損損失	- 百万円																																																																																																																																																							
取得価額相当額																																																																																																																																																								
動産	4,551百万円																																																																																																																																																							
その他	- 百万円																																																																																																																																																							
合計	4,551百万円																																																																																																																																																							
減価償却累計額相当額																																																																																																																																																								
動産	2,770百万円																																																																																																																																																							
その他	- 百万円																																																																																																																																																							
合計	2,770百万円																																																																																																																																																							
減損損失累計額相当額																																																																																																																																																								
動産	- 百万円																																																																																																																																																							
その他	- 百万円																																																																																																																																																							
合計	- 百万円																																																																																																																																																							
期末残高相当額																																																																																																																																																								
動産	1,780百万円																																																																																																																																																							
その他	- 百万円																																																																																																																																																							
合計	1,780百万円																																																																																																																																																							
1年内	787百万円																																																																																																																																																							
1年超	1,128百万円																																																																																																																																																							
合計	1,916百万円																																																																																																																																																							
高	- 百万円																																																																																																																																																							
支払リース料	878百万円																																																																																																																																																							
リース資産減損勘定の取崩額	- 百万円																																																																																																																																																							
減価償却費相当額	752百万円																																																																																																																																																							
支払利息相当額	118百万円																																																																																																																																																							
減損損失	- 百万円																																																																																																																																																							

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
前中間会計期間末 (平成17年 9月30日現在)
該当ありません。

当中間会計期間末 (平成18年 9月30日現在)
該当ありません。

前事業年度末 (平成18年 3月31日現在)
該当ありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) 【その他】

該当事項なし。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|-------------------------|----------------|-----------------------------|-------------------------|
| (1) 有価証券報告書の
訂正報告書 | 事業年度
(第83期) | 自 平成16年4月1日
至 平成17年3月31日 | 平成18年6月14日
関東財務局長に提出 |
| (2) 有価証券報告書及
びその添付書類 | 事業年度
(第84期) | 自 平成17年4月1日
至 平成18年3月31日 | 平成18年6月29日
関東財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月14日

株式会社 千葉興業銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 甲良 好夫 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 菅原 和信 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社千葉興業銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社千葉興業銀行及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当中間連結会計期間から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、この会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月18日

株式会社 千葉興業銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 啓之 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 菅原 和信 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 義博 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社千葉興業銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社千葉興業銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月14日

株式会社 千葉興業銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 甲良 好夫 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 菅原 和信 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社千葉興業銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第84期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社千葉興業銀行の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当中間会計期間から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、この会計基準により中間財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月18日

株式会社 千葉興業銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 啓之 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 菅原 和信 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 義博 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社千葉興業銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第85期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社千葉興業銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。